

暮らしサポートセット



「屋内配線トラブルで停電した!」「台所の詰まりで水が流れない!」「外出先でカギをなくした!」といったトラブル時の駆け付けサービスなどと電気料金とのセットメニューです。

e-暮らし株式会社との業務提携によりおトクなパッケージプランを共同開発いたしました。



駆け付けサービスやおトクな優待サービスなどをご利用できます※1!

すぐ来て安心 **駆け付けサービス**※2
(出張料・作業時間60分以内無料・24時間365日対応)

電気の駆け付けサービス※3 **出張作業料無料**

水まわりのトラブルサポート **60分無料**

カギのトラブルサポート **60分無料**

窓ガラスのトラブルサポート **60分無料**

在宅確認サポート **年2回無料**

アレコレ優待 **優待サービス** **中電暮らしサポクラブオフ**

全国のホテルや旅館、レジャー、日帰り湯、映画、グルメ、ショッピングなど、暮らしを豊かにするさまざまなメニューがおトクになる優待サービスです。

宿泊 最大**80%OFF**
国内約20,000軒のホテル・旅館

レジャー 最大**65%OFF**
国内約1,000カ所の遊園地・テーマパーク

映画 **会員優待価格**
全国で使える映画の鑑賞チケット・映画割引券

日帰り湯 最大**60%OFF**
全国約1,000カ所の日帰り湯施設

グルメ 最大**50%OFF**
全国40,000店以上の飲食店や宅配ピザ

ライフ **会員優待価格**
暮らしをもっと快適にするさまざまなサービス

※2022年4月現在の情報です。内容が変更になる場合がございます。

聞いて納得 **各種電話相談サービス** (無料)

- 健康・医療、介護、出産・育児※1
- パソコン、生活防犯(法律関係)※2



※1 24時間365日対応
※2 10時～18時、月～土曜日(日祝日、年末年始12/29～1/4を除く)

割引でおトク **ハウスクリーニング**
e-暮らし(株)のスタッフによる清掃が**20%割引!**

- エアコン 14,190円～▶**2,838円OFF**～
- キッチン 22,330円～▶**4,466円OFF**～



※1 本サービスの詳細については、当社ホームページ掲載の「暮らしサポートサービス利用規約」をご確認ください。
※2 電気のご使用先以外、例えばご実家などを指定しサービスを受けることもできます。ただし、電気の駆け付けサービスのみ、駆け付け先はご契約者さま宅(電気をお使いの場所)に限ります。部品交換等の材料費等が必要な場合、別途費用がかかります。当該実費および上記無料範囲を超える作業料金(出張時間含まず)については、当社とサービス提携している会社に直接お支払いいただくこととなります。
※3 暮らしサポートセット未加入者さまは出張料・作業料を有料にてご利用いただけます。

中部電力ミライズと提携した専門サービス会社・専門スタッフが伺います。

セットメニューの概要 **サービス料金: 300円/月(税込)**

●月々のセット料金のイメージ **加入対象**※4 ●中部電力エリア内にお住まいの方(低圧で電気の供給を受けている住宅)



※4 サービス利用を停止される場合、残りの期間は「電気料金メニュー」部分のみのご契約とさせていただきます。
※5 サービス料金は、電気の基本料金に合算して、毎月ご請求いたします。 ※6 電力量料金には、燃料費調整額が含まれます。

●本サービスと組み合わせられる電気料金メニュー
ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、Eライフプラン(3時間常別電灯)、タイムプラン(時間常別電灯)、ピークシフト電灯、スマートライフプラン、スマートライフプラン for スマート・エアーズ
※電気料金メニューの詳細については、各料金メニューのリーフレットをご確認ください。



家庭向けWEB会員サービス「カテエネ」では、ポイントサービスをはじめ暮らしに役立つサービスをご用意しています。

カテエネは、パソコン・スマホからご登録いただけます! 登録無料

家庭向けWEB会員サービス **カテエネ** <https://katene.chuden.jp/>

※カテエネへのご登録およびご利用は無料です。ただし、インターネット接続料および通信料はお客さまのご負担となります。 ※本リーフレット記載の料金には消費税等相当額10%を含みます。
※供給設備の工事または自然災害等による停電(使用制限含む)時の料金割引措置は、暮らしサポートセットにはございません。
※本セットメニューの詳細については、当社ホームページ掲載の「基本契約要綱(低圧)」「個別要綱」「セットメニュー要綱」「暮らしサポートサービス利用規約」をご確認ください。

ご契約に関わる重要事項

中部電力ミライズ株式会社

1 ご契約の申込み、成立および契約期間について

- お客様が新たに需給契約をご希望される場合は、あらかじめ当社が別途定める基本契約要綱(低圧)(以下、「基本契約要綱」といいます)、適用を希望される個別要綱および中部電力パワーグリッド株式会社(以下、「一般送配電事業者」といいます)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下、「託送約款等」といいます)における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、契約種別、適用を希望される個別要綱、使用開始希望日等必要事項を明記の上、当社所定の様式によってお申込みをしていただきます。
- 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日まで)の期間をいいます。なお、セットとなる電気料金メニューが、ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、スマートライフプランforスマート・エアースの場合においては、セットとなる電気料金のメニューの料金適用開始の日(当該料金メニューが(4)にもとづく同一条件で継続されている場合は、その最終の継続がなされた日とします)が属する年度の翌年度の末日までといたします。
- 契約期間満了に先だって、お客様と当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申込みを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。なお、セットとなる電気料金メニューが、ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、スマートライフプランforスマート・エアースの場合については、契約期間満了後も2年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

2 供給開始予定日について

- 原則として、次のいずれかに該当する日を供給開始予定日といたします。
- 他社から小売電気事業者を切替えるお客様の場合は、お申込みいただいた日の当月、翌月または、翌々月の検針日といたします。
 - 現在ご契約中の電気料金メニューをご変更されるお客様の場合は、お申込みいただいた日以降、最初に到来する検針日またはその次に到来する検針日といたします。
 - (1)、(2)以外のお客様の場合は、当社へお申し出いただいた供給開始希望日といたします。

3 ご請求金額の計算方法等について

- 月々のセット料金は、契約電流、契約容量もしくは契約電力によって決まる電気の基本料金と、サービス料金および使用電力量に応じて決まる電力量料金(燃料費調整額を含む)の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。
※燃料費調整額は、電気をつくるために必要な燃料(原油・LNG(液化天然ガス)・石炭)の価格は、市場や為替等の外部要因により変動します。燃料費調整制度は、これらの価格変動に応じて電気料金を調整するしくみです。当月分の電気料金に適用する燃料費調整額は、当社ホームページをご確認ください。
※再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーによって発電された電気について、国が定めた単価により購入し、電気事業者が購入に要した費用については、電気を利用する全てのお客様に、賦課金として、使用電力量に応じご負担いただくものです。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、地域間の負担の公平性を保つために国により地域間調整を行い、全国一律単価とされております。電気料金に適用する再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社ホームページをご確認ください。

<計算方法>

セット料金＝電気の基本料金(税込)＋サービス料金(税込)＋電力量料金(税込)×使用電力量＋燃料費調整単価(税込)×使用電力量－口座振替初回引落し割引額(税込)＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×使用電力量－口座振替初回引落し割引額(税込)^注

注)電気料金メニューがおとくプラン、とくとくプランの方は、おとく割(税込)^注

※全く電気を使わない場合(当月の使用電力量が0キロワット時の場合)の基本料金は、半額となります。ただし、サービス料金はこの限りではありません。なお、その場合、おとく割は0円といたします。

※再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーによって発電された電気について、国が定めた単価により購入し、電気事業者が購入に要した費用については、電気を利用する全てのお客様に、賦課金として、使用電力量に応じご負担いただくものです。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、地域間の負担の公平性を保つために国により地域間調整を行い、全国一律単価とされております。電気料金に適用する再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社ホームページをご確認ください。

4 契約電流・容量・電力について

お申込みいただいた契約電流、契約主閉開器、契約負荷設備の内容をもとに、基本契約要綱およびお客様が適用を受ける個別要綱にもとづき算定した容量といたします。

5 供給電圧および周波数について

供給電圧は、標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。周波数は、標準周波数60ヘルツ(一部地域は50ヘルツ)といたします。

6 工事費負担金等相当額の負担について

- 当社が一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客様への電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を工事費負担金等相当額として、原則として工事着手前にお客様に負担していただきます。
- 当社が一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。

7 お支払い方法について

料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金の支払いについては、原則次によります。

- クレジットカード支払、口座振替支払、電子決済、振込用紙支払
- 電子決済は、お客様にご登録いただいた携帯電話番号(ショートメッセージサービス(以下、「SMS」といいます)を用いて、ご請求情報およびお支払い方法を通知し、お支払いいただく方法です。
- クレジットカード支払、口座振替支払、電子決済をご希望されないお客様は、振込用紙支払となります。
- クレジットカード支払、口座振替支払、電子決済をご希望のお客様で、クレジットカードでのお支払いが承認されない場合や振替ができない場合、お客様の事情によりSMSを配信できない場合は、振込用紙でのお支払いに変更させていただいたことがあります。

8 帳票発行手数料について

- 当社は、次のいずれかに該当する場合は、原則として、各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料をお客様に支払っていただきます。なお、帳票発行手数料は、帳票発行の対象となる料金とあわせて支払っていただきます。
ア お客様が、書面による請求書の発行を希望され、当社が請求書を発行した場合
イ お客様が、7に定める振込用紙支払を希望され、当社が振込用紙を発行した場合
- 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。
・(1)アの場合100円(税込) ・(1)イの場合220円(税込)

9 使用電力量の算定方法について

- 使用電力量は、託送約款等に定めるお客様ごとの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間において合計した値といたします。なお、電力量料金に料金区分を有する場合、料金の算定期間における各料金区分ごとの使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、各料金区分ごとに、料金の算定期間において合計した値といたします。
- 計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、お客様との協議によって定めます。

10 ご契約の変更、解約およびそれに係る料金について

- ご契約内容の変更をご希望される場合は、1(1)に定める新たに需給契約をご希望される場合に準じてお申込みをしていただきます。また、ご契約の解約をご希望される場合は、当社所定の様式によりお申込みをしていただきます。
- お客様が、契約電流、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の解約または変更の日、料金をお客様に精算していただきます。
- 契約電流、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとするお客様が、当該需要場所において廃止後も引き続き他の需給契約または需給契約以外の契約により電気の供給を受ける場合で、契約電流、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで新たに施設した供給設備を撤去することが明らかになったときは、(2)に準じて料金を精算していただきます。
- (2)および(3)の場合で、当社が一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客様にその金額を工事費負担金等相当額として負担していただきます。

11 当社からの申し出による契約の解約に関する事項について

- お客様が、次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。なお、この場合にはあらかじめその旨をお知らせいたします。
ア 料金を、支払期日をさらに20日経過してなおお支払れない場合
イ 他の需給契約(既に消滅しているものを含みます)の料金を支払期日をさらに20日経過してなおお支払れない場合
ウ 基本契約要綱およびお客様が適用を受ける個別要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額)その他基本契約要綱およびお客様が適用を受ける個別要綱から生ずる金銭債務をいいます)を支払わない場合
エ その他基本契約要綱およびお客様が適用を受ける個別要綱に反した場合
- お客様が次のいずれかに該当し、当社または一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、需給契約を解約することがあります。
ア お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
ウ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
エ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき
オ その他基本契約要綱およびお客様が適用を受ける個別要綱に反した場合
- お客様が、当社へ通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかになった場合は、需給契約を解約いたします。

12 違約金および設備賠償金について

- お客様が次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
ア 11 当社からの申し出による契約の解約に関する事項についての(2)イ～エに該当した場合
イ セットとなる電気料金メニューがスマートライフプランforスマート・エアースの場合で、全館空調システム(スマート・エアース)等が取り外され適用条件に該当しないことが明らかになったとき
- (1)の免れた金額は、適正な供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- 不正に使用した期間が確認できないときは、6か月以内で当社が決定した期間といたします。
- お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について損害を賠償していただきます。

13 需要場所への立ち入りによる業務の実施について

当社または一般送配電事業者(当社または一般送配電事業者が委託した業者を含みます)は、供給設備または計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査や、計量器の検針または計量値の確認等を実施するため、お客様への承諾をえてお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

14 保安に対するお客様の協力について

- 次の場合には、お客様がすみやかにその旨を一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。
ア 引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
イ お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- お客様が、一般送配電事業者の供給設備を使用し、電磁的方法(お客様または電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等)をいいます)等によりお客様にお知らせいたします。

15 信用情報の共有について(電気料金メニューが、Eライフプラン、タイムプラン、ピークシフト電灯の場合を除く)

お客様が、基本契約要綱およびお客様が適用を受ける個別要綱によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社が定める期日を経過してなおお支払れない場合等には、お客様の氏名、住所、支払状況等の情報(お客様を識別する情報)を他の小売電気事業者等へ当社が通知することにあらかじめ同意していただきます。

16 その他

- 上記に記載のない事項については、基本契約要綱、お客様が適用を受ける個別要綱および託送約款等によります。なお、基本契約要綱および個別要綱は、当社ホームページからご確認ください。
- お客様がご契約を更新または変更する場合は、当社は、更新または変更の前は、新たな契約期間または変更しようとする内容を、更新または変更の後は、新たな契約期間または変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法(お客様または電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等)をいいます)等によりお客様にお知らせいたします。
- 当社は、基本契約要綱およびお客様が適用を受ける個別要綱を変更する場合があります。この場合、当社は、変更前は変更しようとする内容を、変更後は変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客様にお知らせいたします。
- (2)、(3)について、お客様が希望されることを除き、その他の事項のお知らせについては省略することがあります。

※サービス内容については、当社ホームページ掲載の「暮らしサポートサービス利用規約」をご確認ください。